

東北電力株式会社 東通原子力発電所
計量管理規定の変更について

・ 審査の結果

東北電力株式会社 東通原子力発電所に係る計量管理規定に関し、東北電力株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」(令和3年4月16日付けをもって申請。以下「申請書」という。)について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないと認められる。

・ 変更内容

事業者が提出した申請書によれば、変更内容は以下のとおりである。

法令改正に伴う変更

・ 審査の内容

審査にあたっては、計量管理規定の変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則(昭和36年総理府令第50号。以下「国規物規則」という。)第4条の2の2表中の上欄に掲げる区分のうち、「核燃料物質の使用(使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。)を行う場合(非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。)」に対応する下欄各号の事項が記載されていること及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

法令改正に伴う変更

- ・ 法の改正に伴う条ずれ対応であること(第23条、第48条)。
- ・ 法の改正に伴う用語の変更対応であること(別表第5)。
- ・ 国規物規則の改正に伴う項目の追加、変更であること(別表第8)。